

岩手県告示第310号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和2年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

令和3年4月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	砂子沢第2地割及び第6地割の各一部
宮古市	藤原一丁目から三丁目まで、築地一丁目及び二丁目、愛宕一丁目及び二丁目並びに鍬ヶ崎第6地割
釜石市	唐丹町字本郷及び字大曾根の一部
金ヶ崎町	永栄の一部

2 調査期間 令和3年4月1日から令和4年3月15日まで